

赤村物価高騰対応支援給付金について

エネルギー・食料品価格等の物価高騰による家計への負担を軽減することを目的として、国の「物価高騰対応重点支援地方創生臨時交付金」を活用し、赤村では全ての村民を対象に一人当たり**3万円**を「物価高騰対応支援給付金」として支給します。

■ 対象者

令和7年12月18日（木）を基準日として、令和8年1月15日（木）現在において、引き続き赤村の住民基本台帳に登録されている人とし、令和8年3月31日（火）までに新たに生まれた子も対象とします。

■ 申請方法

令和8年1月19日（月）以降に順次、対象世帯宛てに通知書等を送付しますので内容を確認ください。

■ 給付方法

世帯を構成する人数に応じて、一人当たり3万円×世帯人数で算出した金額を世帯主名義の口座に令和8年2月上旬に振り込む予定としています。

例：3人世帯の場合 $3万円 \times 3人 = 9万円$

※ 給付金関係の問い合わせにつきましては、土日祝祭日は役場が閉庁の為、平日の午前8時30分～午後5時15分までにお問い合わせください。

給付金の詐欺（サギ）にご注意下さい。

赤村役場の職員が現金自動預払機（ATM）の操作をお願いしたり、受給にあたる手数料の振込みを求めたりすることはありません。

【問い合わせ先】

赤村役場 総務課 総務係

☎0947-62-3000